第３章　計画の基本理念と目標

１　計画の基本理念

基本理念は、本市が目指す地域福祉のあり方の方向性を示す普遍的な理念であることから、第１次計画から第３次計画までを承継し、本計画の基本理念を次のように定めます。

人から人へ　心つながる共生都市　くまがや

～一人ひとりが　いきいきと　安心して暮らせる福祉のまち～

令和５年３月に策定した「第２次熊谷市総合振興計画　後期基本計画」では、本市の将来都市像を「子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷　～輝く未来へトライ～」と定め、地域資源を生かした独自性と自立性の高い持続可能なまちづくりを進めるとともに、子どもたちが郷土愛を育みながら健やかに育つ都市を目指しています。

また、将来都市像を実現するため、「人にやさしい思いやりのあるまち」を８つの政策のうちの一つに定め、子どもが健やかに成長できる環境、高齢者が暮らしやすい環境、障害者が暮らしやすい環境とともに、地域福祉の考え方の下、地域で支え合い、だれもが安心して生活できる環境づくりを推進することとしています。

第１次計画から第３次計画までの基本理念である「人から人へ　心つながる共生都市　くまがや　～一人ひとりが　いきいきと　安心して暮らせる福祉のまち～」は、「第２次熊谷市総合振興計画」が目指す「まちづくり」にも通じる理念であることから、本計画においても、この基本理念を承継し、地域福祉を推進することとします。

人と人が共生する地域づくりを実現するためには、市民一人一人が取り組む「自助」、地域での支え合いによる「互助」、制度化された相互扶助による「共助」、行政等が取り組む「公助」が適切に役割を担うとともに、関係機関を含め、それぞれが連携・協働し、分野を超えて横断的に地域全体で取り組むことが重要となります。市及び社会福祉協議会では、全ての市民が地域福祉の担い手として、お互いが支え合い、助け合い、幸せを感じながら安心して暮らせる、心つながるまちづくり（共生都市）を目指します。

なお、市及び社会福祉協議会の目指すまちづくりは、国が実現を目指す「地域共生社会」と共通の理念に基づくものです。

２　計画の基本目標

計画の基本理念を実現するため、第３次計画に引き続き、次に掲げる４つの視点を基本目標と定め、社会福祉法で定める地域福祉を推進します。

○「社会福祉法」抜粋

（地域福祉の推進）

第４条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

基本目標１　市民参加によって地域福祉を推進します

全ての市民が、地域福祉に関心を持てるよう、必要な情報を正確にわかりやすく伝える仕組みを強化するとともに、福祉教育や情報の提供を充実させ、地域福祉に触れる機会を増やす取組を推進します。

また、地域福祉の担い手の育成や確保に努めるとともに、満足度の高い協働のまちづくりを推進するため、様々な市民活動を支援し、地域コミュニティ活動を推進します。

そして、自治会やサロン、地域のボランティア、サークル活動などを通じて、地域福祉の根幹となる人と人とのつながり・交流が盛んなまちづくりを推進します。

さらに、今後、定年退職を迎える方などの社会参加を促進するため、生涯学習や生きがいづくりによる地域交流の機会を充実させる取組を進めます。

重点的に取り組むこと

・「地域課題の解決には、自主的に協力をしたい」との市民の思いを具体的な行動につなぐことができるよう、有効な情報発信と更なる啓発を推進します。

・高齢者や様々な生活課題のある方が、地域で孤立しないよう、社会参加しやすい環境づくりを推進します。

・世代間交流や地域住民相互の交流を促進します。

基本目標２　地域ネットワークを育て支え合いの仕組みを構築します

住民の主体的な地域福祉活動への参加を基本にして、市民・地域・行政機関等が適切に連携・協働し、包括的な支援体制の構築を図ります。

そして、地域の中で支援を必要としている人が、円滑に福祉サービスを利用することができるよう、市、社会福祉協議会、関係団体のネットワーク化を進め、福祉サービスのニーズを的確に把握し、サービス利用へと結び付ける仕組みづくりを推進します。

重点的に取り組むこと

・包括的な総合相談支援体制の整備を見据えたネットワークづくりに努めます。

・ボランティア・市民活動団体等が活動を継続できるよう、「活動資金の助成」や「担い手不足解消」に向けた取組を推進します。

基本目標３　福祉サービスの適切な利用を促進します

高齢者や障害者、子育て世帯等が地域の中で、必要なときに支援が受けられるよう、福祉サービスの充実に努めるとともに、成年後見制度などの権利擁護に関する制度や仕組みについて、周知を図ることで、市民一人一人の人権がお互いに尊重され、自分らしく生き生きと生活できる社会を目指します。

さらに、生活困窮者や社会的孤立状態にある方などに対し、関係機関等と連携した支援を行います。

重点的に取り組むこと

・認知症高齢者等の判断能力が不十分な方の権利を守るため、「熊谷市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、総合的な支援体制を整備します。

・障害者が、地域の一員として生活できるよう、地域移行や地域定着等を目指した適切なサービスの利用と、関係機関と連携した支援を充実させます。

・ケアラーへの支援を推進します。

・犯罪をした人等の社会復帰を支援するため、新たに「熊谷市再犯防止推進計画」を策定し、地域社会での自立の促進を図ります。

基本目標４　誰もが安全で安心できる生活環境を実現します

市民の誰もが安心して暮らすことができるよう、交通安全や防災・防犯体制を強化するとともに、支援を必要とする人を孤立させないよう、地域の見守り、支援体制の充実を図ります。

また、全ての人が自由に外に出て活動ができるよう、快適で住みやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

重点的に取り組むこと

・避難行動要支援者には、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、平常時から避難支援者へ名簿情報を提供することへの同意を促します。また、避難優先度の高い方には、個別計画の策定を促すため、関係機関と連携した取組を強化します。

3　計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	取組内容
人から人へ　心つながる共生都市　くまがや ～一人ひとりがいきいきと安心して暮らせる福祉のまち～	1　市民参加によって地域福祉を推進します	(1)地域福祉への意識高揚と担い手の育成・確保	①地域福祉の担い手の育成・確保
			②福祉情報の効果的な提供
			③地域の市民活動の推進
		(2)地域の居場所と社会参加の場の創造	①地域交流の促進
			②社会参加の促進
	2　地域ネットワークを育て支え合いの仕組みを構築します	(1)地域ぐるみの支援体制の構築	①隣近所の支え合い
			②自治会の活動支援
			③コミュニティづくりの推進
		(2)包括的な支援体制の構築	①地域包括ケアシステムの整備
			②総合相談支援体制の整備
		(3)福祉関係組織の充実・連携	①民生委員・児童委員活動への理解と協力の促進
			②市と社会福祉協議会との連携強化
			③ボランティア団体やNPO法人との連携
	3　福祉サービスの適切な利用を促進します	(1)権利擁護体制の構築	①相談支援体制の充実
			②権利擁護体制の充実
		(2)成年後見制度の利用促進（熊谷市成年後見制度利用促進基本計画）	①成年後見制度の利用支援
		(3)福祉サービス利用の促進	①高齢者福祉の推進
			②障害者福祉の推進
			③児童福祉の推進
			④ケアラーへの支援の推進
		(4)生活困窮者対策の推進	①生活困窮者の自立相談支援
			②子どもの学習支援
		(5)再犯防止の推進（熊谷市再犯防止推進計画）	①就労・居住の支援
			②関係機関との連携強化
			③広報・啓発活動による理解促進
	4　誰もが安全で安心できる生活環境を実現します	(1)災害時の対応	①地域防災体制の整備
			②避難行動要支援者への支援
		(2)見守り活動の推進	①地域見守り体制の支援・拡充
			②防犯・交通事故防止対策の充実
			③生活環境整備の支援の充実
		(3)健康づくり	①健康づくり・介護予防の推進
		(4)人にやさしいまちづくり	①外出支援の推進
			②ユニバーサルデザインの普及